

市における個人番号の独自利用及び情報連携の事務等を定めることについて

平成27年11月24日

総務部

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）では、番号法別表第1において個人番号を利用する事務、番号法別表第2において情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供がそれぞれ定められている。

これらの法定の個人番号利用事務（以下「法定事務」という。）及び法定の特定個人情報の提供に加えて、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（独自利用及び府内での特定個人情報の連携利用（以下「府内利用」という。））及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供（市の機関の間での特定個人情報の提供）に関し必要な事項を定める必要があることから、盛岡市個人番号の利用等に関する条例を制定しようとするものである。

2 条例の内容

（1）番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用

ア 個人番号を独自に利用する事務

法定事務以外に個人番号を利用できる事務を次のとおりとする。

（7）社会保障、税又は災害の行政分野の事務で要綱等により市が独自で実施しているもの (独自利用) (別表1)

（4）同一機関内の他の事務の処理に関して保有する特定個人情報をを利用して処理する事務 (府内利用)

- ① 番号法の別表第2で定める個人番号利用事務のうち市の機関内部で府内利用するもの
- ② ①の事務以外に市の機関内部で府内利用する必要があり、条例別表第2で個別に定めるもの (別表2)

イ 情報提供ネットワークシステムにより提供される特定個人情報がある場合の優先利用

特定個人情報の取得に当たり、情報提供ネットワークシステムによる外部からの提供又は市の機関内部での特定個人情報の府内利用による取得のいずれかの方式を選択できる場合には、最新かつ正確な情報の利用及び特定個人情報の提供履歴である情報提供等記録の保存の観点から、情報提供ネットワークシステムにより提供される特定個人情報を優先して利用す

るものとする。

ウ 添付書類の省略

番号法による外部との情報連携ができる場合は、各種行政手続における添付書類の削減が図られるよう、番号法第22条において、添付書類の提出を不要としているところであり、市の機関内部での特定個人情報の庁内利用を行う事務についても、同様に条例で添付書類の提出を不要とするもの。

(2) 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供

ア 市の他の機関への特定個人情報の提供（別表3）

市の他の機関との間（市長部局と教育委員会）において、提供を受けることができる特定個人情報及び当該特定個人情報を利用することができる事務を定める。

イ 添付書類の省略

(1) ウと同様に、市の機関の間での特定個人情報の提供を行う事務についても、条例で添付書類の提出を不要とするもの。

3 施行期日

番号法で個人番号の利用に関する規定が施行される平成28年1月1日を施行日とするもの。

別表1

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者又は小学生に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（

		<p>平成6年法律第30号)による 支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第6項に規定する改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報(以</p>

		下「改良住宅管理情報」という。) であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費の給付に関する情報（以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情

		報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

		乳幼児等医療費給付関係情報 であって規則で定めるもの
10 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理情報であって規則で定めるもの
		改良住宅管理情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費給付関係情報 であって規則で定めるもの
11 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	健康増進法（平成14年法律第 103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する

自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	公営住宅管理情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの
	改良住宅管理情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第

	73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの

別表3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

支給に関する事務であつて規
則で定めるもの